

浜田市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市規則第 11 号

浜田市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

浜田市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 17 年浜田市規則第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「別表」の次に「(以下「別表」という。)」を加え、同条第 2 項中「第 25 条第 3 項各号」を「第 25 条第 3 項」に改め、同条第 3 項中「第 25 条第 3 項第 1 号」を「第 25 条第 3 項」に改め、同条第 4 項を次のように改める。

4 次の各号に掲げる管理職員には、当該各号に定める引き続く勤務に係る管理職員特別勤務手当は、支給しない。

- (1) 条例第 25 条第 1 項の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の勤務をした管理職員
- (2) 条例第 25 条第 2 項の勤務をした後、引き続いて同条第 1 項の勤務をした管理職員

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。